

ほうじんかい

Chibaminami Houjinkai

きっと、いろいろな情報に出会います。

CONTENTS

1-2 令和6年度 申告・納付PR活動

- ・「安全・便利な」キャッシュレス納付PR
- ・「いつでも！どこでも！スマホ申告
- ・確定申告タクシーPR活動
- ・青年部会確定申告PR活動

3-6 速報情報『税制改正のあらまし』速報版

7-8 【税金トピックス】

- ・還付金の振込通知がe-Taxで受け取れます!!
- ・国税職員採用募集

9 NEWS【活動報告】

- ・新春記念講演会:新春賀詞交歓会
講師 スーパープラネタリウム「MEGASTAR」
開発者 大平 貴之氏

10 【県税だより】

- ・個人住民税は特別徴収で納めましょう

11 【身近な法律相談】

- 『代表取締役の住所非表示制度について』

12 【コラム&占い】

- ・産業応援コラム
『現在稼働中の全国の植物工場の実態について』
- ・天満由美子の健康運

13 【お知らせ】 事務局からのお知らせ／新会員紹介／表紙の言葉

千葉南法人会会員の皆様にお届けしております。



市原市瀬又:村田川「瀬又の鯉のぼり」



新春記念講演会



【安全・便利な】キャッシュレス納付PR



確定申告タクシーPR活動

令和6年度 申告・納付 PR 活動

「安全・便利な」キャッシュレス納付PR

令和7年1月16日(木)

一般社団法人千葉南法人会（会長 寄主 俊雄）は、「安全・便利な」キャッシュレス納付の一層の普及を呼びかける PR 用マグネットシートを、千葉南税務署管内の市原市ゴミ収集車委託会社に交付する出発式を令和7年1月16日に市原市福増クリーンセンター駐車場にて開催しました。今年で4年目になるこの事業は、「国税・地方税」の納付に納税者が便利なキャッシュレス納付の利用率向上を呼びかけるマグネットシートを、市原市ゴミ収集車委託会社のご協力の下、ゴミ収集車28台に装置し走る広告塔として3月17日まで「キャッシュレス納付」を呼びかけました。



代表して寄主会長挨拶



千葉南税務署を代表して佐藤千葉南税務署長挨拶



寄主会長より丸八建設運輸株式会社船崎社長へキャッシュレス納付PRマグネットシート授与



佐々木千葉県市原県税事務所長より
有限会社三和起業へ
キャッシュレス納付PRマグネットシート授与



佐藤千葉南税務署長より
市原不燃物処理株式会社へキャッシュレス納付
PRマグネットシート授与



参加者全員で記念撮影

「いつでも! どこでも! スマホ申告」

令和7年1月17日(金)

一般社団法人千葉南法人会（会長 寄主 俊雄）と千葉南税務署管内団体長懇話会（会長 寄主 俊雄）は、「スマートフォンでの確定申告」を呼びかける PR 用マグネットシートを、千葉南税務署管内の路線バス会社に交付する出発式を開催しました。この事業は、確定申告会場へ行かず 24 時間いつでも申告できるスマートフォンでの確定申告の便利さを PR することを目的に小湊鐵道株式会社のご協力の下、路線バス 290 台に装置し走る広告塔として3月17日まで「スマートフォンでの確定申告」を呼びかけました。



代表して寄主 会長挨拶



寄主会長より深山小湊バス株式会社バス部長へ
スマホde確定申告マグネットシート授与



佐藤千葉南税務署長より
小湊バス株式会社バス運転手へ
スマホde確定申告マグネットシート授与



確定申告PRバス出発式風景



参加者全員で記念撮影



令和6年度確定申告タクシーPR活動

令和7年1月9日(木)・21日(火)

一般社団法人千葉南法人会（会長 寄主 俊雄）と一般社団法人千葉南青色申告会（会長 岡田 博文）は、今年で9年目になる電子申告（e-Tax）による自宅からの確定申告を呼びかけるPR用マグネットシートをタクシー会社に交付する「タクシー出発式」を令和7年1月9日、21日の両日開催しました。「税務署に向くことなくパソコンやスマートフォンによる自宅からの確定申告」を呼びかけるこの事業は、千葉南税務署管内にある千葉県タクシー協会千葉支部・市原支部のご協力の下、今年も管内を走るタクシー 600 台に装着され、「走る広告塔」として3月17日まで「e-Tax による自宅からの確定申告」を呼びかけました。



代表して小川副会長挨拶



千葉南税務署を代表して佐藤署長挨拶



小川副会長より
白鳥千葉県タクシー協会市原支部副支部長へ
確定申告PRマグネット授与



走る広告塔出発式風景



参加者全員で記念撮影

青年部会 確定申告PR活動

令和7年2月6日(木)・7日(金)

令和7年2月6日、2月7日の両日毎年恒例となっている確定申告 PR 活動を佐藤署長はじめ千葉南税務署署員・千葉南税務署管内納税貯蓄組合連合会・千葉南間税会・千葉南小売酒販組合のご協力を頂き実施いたしました。

この PR 活動は、一般納税者の方々に対して税務申告の大切さと法人会活動を少しでも理解して頂くため、毎年確定申告期間の始まりに JR 蘇我駅、JR 五井駅街頭にて確定申告書の早期提出を促すポケットティッシュを配布しているものです。

今回は令和6年度確定申告書をスマートフォンを利用して、「いつでも、どこでも申告できる」をテーマに PR しました。



確定申告街頭PR活動風景



参加者全員で記念撮影



確定申告街頭PR活動風景



参加者全員で記念撮影



税制改正のあらまし

I 法人税関係

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直しと延長

中小企業者等の法人税率について、次の見直しを行った上で、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されます。

イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（現行：15%）に引上げられます。

ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されます。

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

2 中小企業投資促進税制の見直しと延長

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取得等した場合、取得価額（船舶は取得価額の75%が対象）の30%の特別償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の中小企業者等に限定）が適用できる中小企業投資促進税制について、次の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

改正案では、関係法令の改正を前提に、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、以下の項目に全て該当する場合、その株式又は出資は除外されます。

イ その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合

ロ 一定の承認会社※がその農地所有適格法人の発行済株式総数の50%を超える株式を有する場合など

※「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいいます。

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

3 中小企業経営強化税制の見直しと延長

成長意欲の高い中小企業の設備投資を後押しするため、経

営力向上計画に基づいて行う設備投資について即時償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の法人は10%）を適用できる中小企業経営強化税制について、関係法令の改正を前提に収益力強化設備（B類型）に対し売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置を講じるほか各類型の要件の見直し等を行った上で、適用期限が2年間延長されます。

生産性向上設備（A類型）

【現行】旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上改善する設備

【改正案】旧モデルと比べて生産性（単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれか）が年平均1%以上改善する設備

収益力強化設備（B類型）

【現行】投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備

【改正案】投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備

【改正案】経営規模の拡大促進に係る拡充措置（B類型の拡充措置）

- ・投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備
- ・売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表（ロードマップ）を作成していること
- ・基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること
- ・売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること
- ・投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること
- ・経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること 等
- 対象設備に建物及びその附属設備（1,000万円以上）を追加
- ・賃上げ率2.5%未満は、特別償却または税額控除の適用はなし 等

デジタル化設備（C類型）

【現行】遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備

【改正案】廃止

経営資源集約化設備（D類型）

修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上上昇する設備

【改正なし】

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に対象設備の取得等をして指定事業の用に供した場合に適用されます。

4 中小企業防災・減災投資促進税制の見直しと延長

中小企業者等が災害への事前対策を強化するために防災・減災設備を取得等した場合に16%の特別償却（令和7年3月31日までに取得等した場合は18%）が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の

特別償却制度)について、その対象設備からサーモグラフィ装置を除外した上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に事業継続力強化計画の認定を受け、認定を受けた日から1年以内に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

5 企業版ふるさと納税の延長

国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合、損金算入措置(約3割)に上乗せして、寄附額の最大6割を税額控除できる地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、認定地方公共団体が寄附活用事業の確認書面を内閣総理大臣に提出すること、寄附活用事業の契約等によって寄附金を支出した法人の名称を内閣総理大臣に報告することや公表する場合があること等の見直しを行った上で、適用期限が3年間延長されます。

適用時期

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に支出する特定寄附金について適用されます。

6 防衛特別法人税の創設

わが国の防衛力強化に係る安定的な財源を確保するため防衛特別法人税が創設されます。

具体的には、課税標準となる法人税額から500万円を控除した金額に、新たな付加税として、当分の間、税率4%が課されます。

適用時期

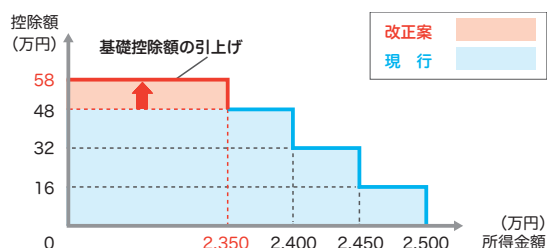
令和8年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

II 所得税関係

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

① 所得税の基礎控除の引上げ

基礎控除額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対処するために、所得税の基礎控除額が現行の最高48万円から最高58万円に引上げられます。



具体的には、合計所得金額が2,350万円以下の者の基礎控除額が左下図のように10万円引上げられます。

なお、個人住民税の基礎控除額(最高43万円)は据え置かれます。

② 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が適用される収入の者の場合、収入が増えても控除額は増加しない構造のため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額が現行の55万円から65万円に10万円引上げられます。

また、この見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表等について所要の措置が講じられます。

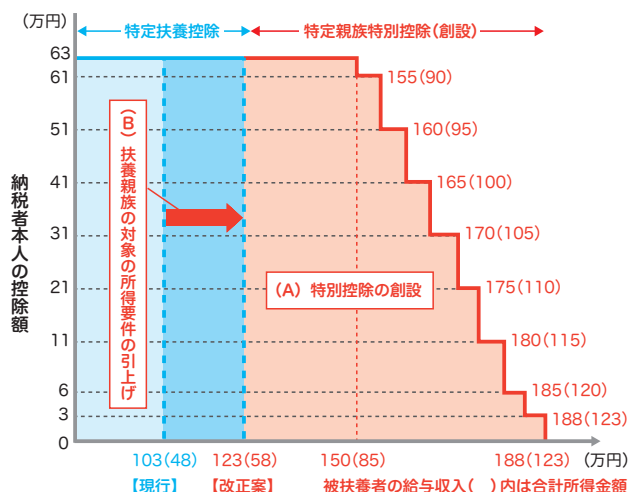
なお、個人住民税についても、給与所得控除の55万円の最低保障額が65万円に引上げられます。

給与収入	控除額
162.5万円以下	55万円【現行】
190万円以下	65万円【改正案】
360万円以下	収入金額×30%+80,000円
660万円以下	収入金額×20%+440,000円
850万円以下	収入金額×10%+1,100,000円
850万円超	195万円

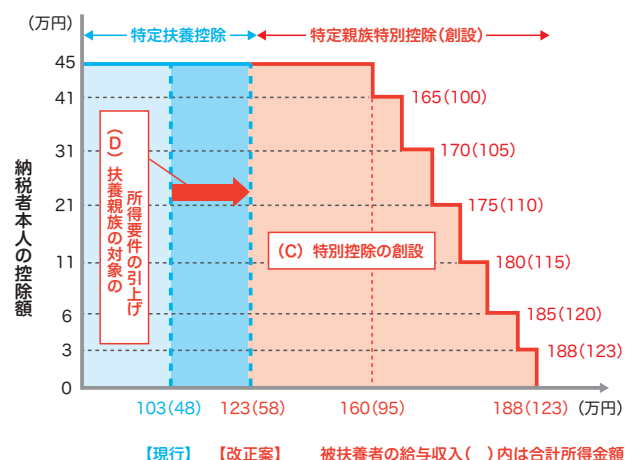
③ 特定親族特別控除の創設・特定扶養控除の見直し等

現下の厳しい人手不足の状況の中、特に大学生のアルバイトの就業調整については、税制が一因となっているとの指摘があることから、新たに大学生年代の子等に係る特定親族特別控除が創設されます。19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額等が85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除が適用でき、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合は親等が受けられる所得控除が段階的に通減します(下図A)。

また、扶養親族の合計所得金額に係る要件について、基礎控除の引上げを踏まえ、現行の48万円以下から58万円以下(給与収入123万円以下に相当)に引上げられます(下図B)。



なお、個人住民税についても、所得税同様、大学生年代の子等に関する特別控除が創設され（**下図C**）、扶養親族の合計所得金額に係る要件について48万円以下から58万円以下（給与収入123万円以下に相当）に上げられます（**下図D**）。



④その他の所要の措置

- イ 配偶者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額の要件が58万円以下（現行：48万円以下）に上げられます。
- ロ ひとり親控除の対象となるひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下（現行：48万円以下）に上げられます。
- ハ 勤労学生控除の対象となる勤労学生の合計所得金額の要件が85万円以下（現行：75万円以下）に上げられます。

※ イ・ロ・ハとも、個人住民税で同様の措置が講じられます。

適用時期

①～④の改正については、令和7年分以後の所得税（令和8年度分以後の個人住民税）について適用されます。なお、実務上は、令和7年12月の年末調整から適用することとなります。

（注）上記の改正については、自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、「いわゆる『103万円の壁』は、国民民主党の主張する178万円をめざして、来年から上げる」ことが令和6年12月11日に合意され、三党間で引き続き協議を行うこととされています。今後の国会審議等にご留意ください。

2 子育て支援に関する政策税制

①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

令和6年度税制改正で、令和6年限りとして措置された子育て世帯等[※]における住宅ローン控除の借入限度額の上乗せ措置が、令和7年も引き続き1年間限りの措置として講じられます。

また、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り適用できる新築住宅等の床面積要件の緩和措置（床面積50㎡→40㎡）について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できるように見直されます。

住宅の区分	借入限度額	
	子育て世帯等	それ以外
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

※ 「子育て世帯等」とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

②子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の延長

既存住宅のリフォームに係る特例措置（工事費用相当額の250万円を限度に10%を税額控除）について、令和7年も引き続き1年限りの措置として講じられます。子育て世帯等^{※1}が居住用家屋に一定の子育て対応改修工事^{※2}を行い、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合が適用対象になります。

なお、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、同特例は適用されません。

※1 「子育て世帯等」とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

※2 「一定の子育て対応改修工事」とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事（一定のものに限る）のいずれかの工事で、その工事に係る標準的な工事費用相当額が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいいます。

③子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

令和8年分の所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置が講じられます。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円から変更はありません。

また、一時払生命保険については、2万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は、控除の適用対象から除外しないこととされます。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2 + 15,000円
60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

適用時期

①、②の改正については、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

③の改正については、令和8年分の所得税について適用されます。

3 DC・iDeCo等の拠出限度額の引上げ

勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消する観点から、確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について以下の見直しが行われます。

イ 確定拠出年金制度の拠出限度額が見直されます。

	適用対象	拠出限度額（月額）	
		現行	改正案
企業型確定拠出年金（DC）	確定給付企業年金未加入者	5.5万円	6.2万円
	上記加入者	（注1）	（注1）
個人型確定拠出年金（iDeCo）	第一号被保険者	6.8万円	7.5万円
	企業年金加入者	2.0万円	（注2）
	企業年金未加入者（注3）	2.3万円	6.2万円

- （注）1 月額6.2万円（現行：月額5.5万円）から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額となります。
2 月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額となります。
3 第一号被保険者及び第三号被保険者を除きます。

- ロ 企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。
- ハ 個人型確定拠出年金制度について、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者で、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者が新たに制度の対象とされ、その拠出限度額は月額6.2万円とされます。
- 二 国民年金基金の掛金額の上限が月額7.5万円（現行：月額6.8万円）に上げられます。

適用時期

適用時期については、改正される確定拠出年金法等において定められることとなります。

Ⅲ 資産税関係

1 法人版事業承継税制の特例措置の役員就任要件の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置（令和9年12月31日まで）です。

改正案では、法人版事業承継税制の特例措置における役員

就任要件について、贈与の直前において役員等であること（現行：贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること）に見直されます。

現行	改正案
贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること	贈与の直前において役員等であること

なお、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）の事業従事要件についても、贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこと（現行：贈与の日まで引き続き3年以上特定事業用資産に係る事業に従事していたこと）に見直されます。

適用時期

令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

Ⅳ その他

1 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置の見直しと延長

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が取得する、生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の特例措置について、次の見直しが行われた上で、その適用期限が2年間延長されます。

改正案では、雇用者給与等支給額の引上げの方針を同計画に位置づけ、これを従業員に表明した場合、同計画に基づき取得する対象資産の課税標準について、以下のとおり見直されます。

要件	課税標準額
雇用者給与等支給額を1.5%以上引上げ	最初の3年間 価格の1/2
雇用者給与等支給額を3%以上引上げ	最初の5年間 価格の1/4

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得した対象資産に適用されます。

*このパンフレットは、令和6年12月27日に閣議決定された令和7年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

税金トピックス

千葉南税務署からのお知らせ

還付金の振込通知がe-Taxで受け取れます!!

対象となる方

- ✓ e-Taxにより申告・申請される方※
- ✓ 還付金を受け取られる方

※ID/PW方式による申告ではご利用になれません。

メリット

- ✓ 書面より早く通知の受取が可能!
- ✓ 書面での保存が不要!
- ✓ スマホやPCでいつでもチェック可能!
- ✓ ダウンロードすれば、プリンタから印刷可能!

スマホやPCで
確認できます!

振込通知イメージ

はがきから
電子通知へ!

- 手続開始から入金まで、金融機関の休日を持ち、4～5日程度要する場合があります。
- 金融機関等に誤りがある場合は、税務署に緊急連絡してください。
- 還付加算金は「雑収入（雑所得）」として所得税対象となります。
- 税務署を窓口とした不審な電話・「振り込み詐欺」にご注意ください。

～ 還付金の振込通知をe-Taxで受け取る方法～

- ✓ 申告・申請の際に振込通知の電子通知希望欄をチェックし、e-Taxで送信するだけ!

確定申告書等作成コーナーの場合 (スマホ、パソコン)

- ※ 電子通知の希望欄「電子交付」と通知の種類「還付金の振込通知」の選択は、自動で設定されています。
- ※ 書面通知をご希望の方は「書面交付」を選択してください。
- ※ 確定申告書等作成コーナーのほか、e-Tax (PC版) や税務ソフトからもe-Taxによる受取を希望することができます。

- e-Tax でメールアドレスを設定すると、受信時にメールでお知らせいたします。ぜひご利用ください。

【設定方法はこちらへ】



- e-Tax の通知とはがき (書面) の通知の記載内容は同じです。
- 個人の方は、電子通知の内容確認時に、マイナンバーカードによる認証が必要です。

【その他詳細はこちらから】



申告後

※画面はe-Taxソフト (Web版) です。

振込通知イメージ

【e-Taxホームページ】



R7.1

国税職員採用募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ 人事院国家公務員試験
【採用NAVI】



◆ 採用関係お役立ちリンク集



◆ Web-TAX-TV



令和5年度から新設！

各試験区分	国税専門官 (A 区分)	国税専門官 (A 区分)	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※令和6年度の実施状況
受験資格	1 平成7年4月2日～平成16年4月1日生まれの人 2 平成16年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの ・大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び令和8年3月までに大学を卒業する見込みの人 ・人事院が上記に掲げる者と同等の資格があると認める人		1 令和7年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(令和4年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの人 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める人	令和6年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和7年2月20日(木)9時～3月24日(月)[受信有効]		令和7年6月13日(金)9時～6月25日(水)[受信有効]	令和6年7月22日(月)9時～8月13日(月)[受信有効]
1 次試験 試験科目	令和7年5月25日(日)		令和7年9月7日(日)	令和6年9月29日(日)
	基礎能力試験(多肢選択式)		基礎能力試験(多肢選択式)	基礎能力試験(多肢選択式)
	専門試験(多肢選択式)		適性試験(多肢選択式)	経験論文試験
	[必須] 民法・商法、会计学 [選択必須] 民法・商法、会计学、 憲法・行政法、経済学、 英語 [選択] 財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、 商業英語	[必須] 民法・商法、会计学、 基礎数学 [選択] 情報数学・情報工学、 統計学、物理、化学、 経済学、英語	作文試験	
	専門試験(記述式)			
2 次試験	令和7年6月23日(月)～7月4日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時		令和7年10月15日(水)～10月24日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和6年11月2日(土)、3日(日)、4日(月)、9日(土)又は10日(日)で指定する1日
	人物試験、身体検査		人物試験、身体検査	人物試験
3 次試験				令和6年11月下旬又は12月上旬で指定する1日 総合評価面接試験
合格発表	令和7年8月12日(火)		令和7年11月18日(火)	令和6年12月19日(木)

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、令和6年度の実施状況を記載しています。
令和7年度の試験概要については、令和7年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

令和6年新春講演会・賀詞交歓会開催

令和7年1月23日(木)

講師 スーパープラネタリウム「MEGASTAR」開発者

おおひら たかゆき
大平技研 代表取締役 **大平貴之氏**



「世界一の星空を作る・・・地上最高の星空作りを目指して」

大平氏の言葉に従い目を閉じ、3・2・1・・・の合図で目を開けると、会場からは、大きなため息が。見上げた会場は、満天の星空に変貌しました。

令和6年度新春記念講演会は、1月23日(木)に、従来の100倍以上にあたる150万個(完成形は170万個)の星を映し出す「MRGASTAR(メガスター)」をIPS(国際プラネタリウム)ロンドン大会で発表された大平貴之氏をお迎えして、ホテルポートプラザ千葉で行われました。

美しい星空が、明るい照明のあるホテルの現実に戻されていくとともに、大平氏からは、少年時代やプラネタリウムとの出会いについてのお話が始まりました。

生まれつき好奇心旺盛な大平少年は、興味をもったことには、大きな集中力を発揮し、植物を育てたり、物を作ることが好きでした。小学校の時に綺麗な星が見えるプラネタリウムを見て自分で作ってみたいと思いました。ボール紙に穴を開けて電球の光を通すだけの物を作り、6年生の時には、星の設計図を書きました。

高校時代には、星の地図により作った1号機、木のフレームの形に合わせて写真を調整した2号機を作りました。大学3年の時には、自分で図面を書いて工場で作ってもらったレンズ式プラネタリウム「アストロライナー」を完成。設計や電気についての知識がないところからスタートし、コンピューターやプログラミングについて勉強し、4年をかけて作りあげたことが、エンジニアとしての自分の成長に繋がったとのお話でした。

小型でひとりで抱えて持てる代表作「MEGASTAR」で、IPSロンドン大会で国際デビュー。それまでは、大きいプラネタリウムでも1万個の星が見えたが150万個の星が見えるものでした。ちなみに、肉眼では、6000個の星が見えます。表参道、青山スパイラルでは、物語を作り、美術館に相応しいプラネタリウムを見せることを考え好評でした。

日本科学未来館には、「[MEGASTAR—II]」を公開、常設となり、マスメディアでも大きくとりあげられました。ひとりでできることには限界があります。それまでは、アマチュアリズムで作って来た。科学館に常設となるとメンテナンスも必要となり、ニーズに答えなければならない。それは、企業で作るというきっかけとなりました。その後、「世界一先進的なプラネタリウム」としてギネスワールドレコーズに認定されました。また、オモチャメーカーとの協同開発により家庭用プラネタリウム「ホームスター」の開発販売は予想を上回る大ヒットとなりました。

東日本大震災や病院で医療スタッフが見るプラネタリウム。自分の小さな部屋で作った好きなプラネタリウムは、たくさんの人との出会いに繋がっていきました。

太陽系に、生命がある可能性について天文学者が宇宙を調べているといいます。単なる夢ではなく、宇宙が現実の世界で息づき、大きな癒しや次の夢を与えてくれる。地球上では、多くの戦争が起きています。プラネタリウムが平和という出会いをもたらしてくれることを願っています。



講演中の大平貴之氏



新春記念講演会聴講風景



新春賀詞交歓会風景

個人住民税は 特別徴収で納めましょう

～個人住民税は給与からの天引きがルールです～

● 特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員等（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

● 基本的な手続きの流れ

【STEP①】給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在給与の支払いをしている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「給与支払報告書」を従業員（納税義務者）が1月1日現在お住まいの市町村に提出する必要があります。また、年の途中で退職した方についても提出する必要があります。

【STEP②】特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村から事業主（特別徴収義務者）あてに「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」が送付されます。この時に年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から特別徴収（給与天引き）を開始してください。

【STEP③】納期と納入方法

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収（給与天引き）した月の翌月10日です。この日が土・日・祝日の場合は、その翌営業日となります。従業員（納税義務者）がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

詳しくは千葉県ホームページをご覧ください

千葉県 特別徴収

検索



<http://www.marusan.co.jp>

印刷全般、書籍本から名刺まで
「思い」を「カタチ」にする印刷会社

お気軽にご相談ください。

DM/ハガキ/名刺/チラシ/資料/カレンダー/パンフレット
リーフレット/席次・招待状/論文集/自費出版/随筆集
句集/記念集/パッケージ/各種サンプル作成 他



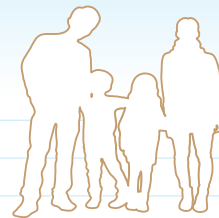
有限会社丸三印刷所

〒260-0805 千葉市中央区宮崎町 774-7

☎ 043-263-6952 ☎ 043-266-4400

身近な法律相談

弁護士
徳 吉 完



テーマ 『代表取締役の住所非表示制度について』

あまり知られていないかもしれませんが、商業登記規則が改正され、令和6年10月1日から、「代表取締役等住所非表示措置」が施行されています。皆様（特に経営者の方）も関心のある制度だと思いますので、今回はその概要をご説明します。

Q1 「代表取締役等住所非表示措置」とはどのような制度ですか。

A1 皆様ご存じのとおり、会社の登記事項証明書（いわゆる登記簿謄本）には、代表者の自宅住所が記載されており、法務局に行けば（現在はインターネット上のサービスでも）誰でも閲覧することができます。

このことは、プライバシー保護の点で懸念があり、このために起業をためらう人も一定数いるなどとして、問題とされていました。

そこで、令和6年10月1日以降、一定の要件の下、法務局に申請をすれば、代表取締役等の住所を非表示にすることができるようになりました。これを「代表取締役等住所非表示措置」といいます。

Q2 どのような場合に住所を非表示にできるのですか。

A2 まず、対象となるのは、株式会社の代表者（代表取締役等）に限られますので、株式会社以外の合同会社、財産法人、組合等の代表者は対象外となります。

次に、注意すべき点として、住所非表示の申出だけを単独で行うことはできません。株式会社の設立の登記、代表取締役の就任（交代）の登記、代表取締役の住所変更の登記等を申請する際に、それらの申請とセットで申し出ることが要件となっています。

申出の具体的な手続きの流れや必要書類等については、法務局の窓口又は法務省のホームページ等でご確認ください。

Q3 非表示が認められると、登記簿謄本にはどのように表示されますか。

A3 住所非表示措置が講じられた場合、登記事項証明書等には、代表取締役等の住所は最小行政区画（一般的には市、東京都及び指定都市は区、郡部は町村）までが記載されることになり、町名や番地は非表示になります。

なお、措置が講じられた場合も、過去に登記された住所は非表示の対象外ですのでご注意ください。履歴事項証明書や閉鎖事項証明書を閲覧すれば、過去に登記された住所はそのまま表示されます。

Q4 住所を非表示にするメリット、デメリットは何ですか。

A4 最大のメリットは、もちろん、代表者のプライバシーが保護されるという点です。

一方、デメリットになるかもしれないとして懸念されているのは、金融機関からの融資が受けにくくなるのではないかと、不動産取引等を行う際に追加書類が必要になる等の手間が増えるのではないかと、といった点です。これらは法務省のホームページにも留意点として挙げられているのですが、実際にそうした事象が起きているのかどうか、必要書類が増えるのはやむを得ないとしても融資が受けにくくなるのは問題ではないかと、といった点については今後注意深く見ていく必要があると思います。

もしそういったことでお困りごとが起きた場合は、弁護士等の専門家に相談してみてください。以上

地域の未来を技術と信頼で繋ぐ

ホームページ <http://www.sasahara-k.com>



株式会社 笹原工務店

「安心・安全」を常に心掛け、社会貢献のできる企業を目指しています

〒290-0143 千葉県市原市ちはら台西二丁目8番2
TEL 0436-74-1421(代) FAX 0436-74-1422

現在稼働中の 全国の植物工場の実態について

この連載は、地域の振興や新事業への提案やご紹介を趣旨として続けられていますが、失敗事例もご紹介することで、新規事業参入への参考にさせていただきたいと思います。創業時には、華々しくメディアに取り上げられ脚光を浴びた事業も、撤退するときには人知れずにいつの間にか消えているという事があります。

3.11 から今年で 14 年が経過しました。東日本大震災の被災地では、復興支援事業として県や国から多額の補助金・助成金が投資され、新たな農業施設が幾つも建立されましたが、台風被害や経営難などにより、植物工場が倒産したり撤退したりする事例があります。

【事例】

- ① 岩手県陸前高田市では、太陽光利用型の植物工場が 2012 年に建設されましたが、台風被害で 5 年後に倒壊しました。
- ② 横浜市に本社を置く企業が、岩手県陸前高田市や横浜市などにドーム型植物工場を建設しましたが、破産しました。
- ③ 宮城県名取市の農地では、震災後に農家が建てて運営していた野菜の植物工場が経営に行きづまって破綻しましたが、地元の運送会社が施設を買い取って再建しました。

【背景】東日本大震災からの復興を旗印に設立された植物工場、台風被害、経営難。

農業の倒産には、後継者不足や人手不足、収益低迷などの要因が考えられます。また、燃料高や飼料高などのコスト増加も経営を圧迫しています。

現在稼働中の全国の植物工場の実態については、下記に報告があります。施設数はピーク時の約半数ほどのようです。また、調査時点でギリギリ黒字になっている施設はおよそ 50% のようです。

【令和 3 年度 データ駆動型農業の実践・展開支援のうちスマートグリーンハウス展開推進事業報告書（別冊 1）全国実態調査・事

例調査 令和 4 年 3 月 一般社団法人日本施設園芸協会】

また、新たな農業への参入として一時期マスコミ等に取り上げられた農産物があります。スーパーなどで買って食べた方も多いのではないのでしょうか。そうです。皮ごと食べられるバナナです。1 本 1,000 円という価格で話題を集めました。

帝国データバンク岡山支店の発表によると、「D & T ファーム」は 2015 年に設立された各種苗の栽培・販売業者です。「凍結解凍覚醒法」で栽培した、皮ごと食べられる「もんげーバナナ」を栽培し話題となり、販売を伸ばしていました。2019 年 10 月期には年売上高約 10 億 300 万円を計上していました。しかし、その後は「凍結解凍覚醒法」や開発者の名前をかたった「なりすまし商材」による風評被害を受けていたということです。また、コロナ禍以降は新規事業の取り組みが進まず、2024 年 10 月期の年売上高は約 1 億 5000 万円にまで落ち込んでいました。

【雪国新潟産バナナ】3本(350g)濃厚な甘さともっちり食感!安心安全



新潟県柏崎市の「ふるさと返礼品」になっている「越後バナナ」

急激な業容拡大に伴う投資が重荷となって赤字決算が続き、資金繰りが逼迫したため事業の継続を断念したということです。自己破産申請時点の負債は、約 11 億 6000 万円とみられています。

「もんげーバナナ」の苗は全国各地に販売され、各地で「ふるさと返礼品」になっています。高額なバナナにいつまで需要があるのか、神のみぞ知るのでしょうか。

事業鑑定士（令和 7 年 5 月～8 月）

天満由美子の健康運

『ときには立ち止まって じっくり考えてから』

♈ おひつじ座 (3/21～4/20)

何事も丁寧に誠実に対応をしていけば、きちんと解決するでしょう。やっつけたり、いい加減にしているとこじれて時間がかかります。

♉ おうし座 (4/21～5/21)

自ら積極的に動くことで、なにかしらの良い感触がつかめそうです。お勧めされたもの以外にも目を向けて、自分で判断してみる習慣を。

♊ ふたご座 (5/22～6/21)

あれこれ忙しくしているうちに、肝心なところが抜けてしまうかも。急がば回れを徹底しましょう。短気は損気ということも忘れずに。

♊ かに座 (6/22～7/23)

運動や身体を動かす際に、楽しいかどうかで選んでも良いでしょう。楽しい仲間がいる、とか楽しいコーチがいる、などでも選択してみよう。

♊ しし座 (7/24～8/23)

真面目に取り組むことがいいようです。省略しない、最後まで集中する、きちんと記録する、などを基本に忠実に行うように心掛けてみて。

♊ おとめ座 (8/24～9/23)

身体が必要としているものを摂取するよう務めましょう。好きなものばかり食べる習慣ではなく、必要かどうか一度考えてみてはいかが。

♊ てんびん座 (9/24～10/23)

グループで行うスポーツ、ウォーキングなどで身体を動かしてみましょう。単独で取り組むものより発展性や新しい発見がありそうです。

♊ さそり座 (10/24～11/22)

新しいことに手を出すのではなく、今まで温めてきたことの中に正解がありそうです。見切り発車で始めても中途半端になってしまうかも。

♊ いて座 (11/23～12/22)

睡眠は、身体を鍛えることより健康に影響している可能性があります。過不足ないか、もっと効果的な方法はないか、考えてみましょう。

♊ やぎ座 (12/23～1/20)

基本的なことを繰り返し見直し、改善していくことが大事です。どこが得意で不得手か、まずは敵を知らなければ対策を立てられません。

♊ みずがめ座 (1/21～2/19)

自分の勘を信じててもよさそうです。少し無理かな、と思う場面も今までの経験に基づき判断して大丈夫そう。良い刺激にもなりそうです。

♊ うお座 (2/20～3/20)

まずはキッチンまわりを整えてみてはいかが。不思議と食が整い、気分も上がっていくはず。足を知るきっかけにもなりそうです。

新入会員のご紹介《新しく会員になられた皆さんです》

株式会社スミスチール工業

- 〒299-0105 市原市柏原128-1
- 海岸千種支部 ● 建設業
- TEL 070-4159-0001

スズキトランスポート株式会社

- 〒290-0062 市原市八幡2146-20
- 八幡北支部 ● 運送業
- TEL 043-265-2029

株式会社野村建創

- 〒290-0170 市原市ういど南3-2-12
- 市津支部 ● 土木
- TEL 080-6727-1173

東昇工業株式会社

- 〒299-0118 市原市椎津1077-5
- 姉崎中央支部 ● 管工事業
- TEL 0436-63-3900

有限会社安藤測量

- 〒290-0062 市原市八幡2384-66
- 八幡北支部 ● 測量登記
- TEL 0436-41-5831

Grace

- 〒290-0042 市原市出津50-9
- 五井南第一支部 ● 接客業
- TEL 090-8849-5428

明治安田生命保険相互会社 姉ヶ崎営業所

- 〒299-0111 市原市姉崎715-1
- 姉崎南支部 ● 金融(生命保険)
- 0436-61-3561

株式会社北嶋工業

- 〒290-0008 市原市古市場359-6
- 菊間支部 ● 建設業
- TEL 0436-63-7500

よろしく
お願い致します



法人会からのお願い

会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出費ご多端の折恐縮ですが、令和6年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいますようお願い致します。

住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当会会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいますようお願い致します。

表紙の言葉

市原市瀬又：村田川「瀬又の鯉のぼり」



村田川に大小 200 匹のこいのぼりが泳ぎます

端午の節句に男児の健やかな成長を願って作られた日本の良き風習の「こいのぼり」。時代の流れで最近では自宅で掲げることが無くなってしまいましたが「瀬又清流会」のみなさんの努力で毎年春になると見られる風景です。

村田川に大小合わせますと 200 匹の鯉のぼりが上がり、川沿いの遊歩道から見る鯉のぼり群は圧巻の一言です。

一般社団法人

千葉南法人会会報

第 149 号 令和 7 年 3 月発行

発行所 一般社団法人 千葉南法人会
〒260-0842 千葉市中央区南町 2-22-5
ケーブル 201 号

電話 043-264-4080

FAX 043-264-4680

E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp

発行人 寄主 俊雄

編集 広報委員会

編集責任者 秋庭重樹

印刷・会員 (有)丸三印刷所

編集後記

医療技術の進歩により、いま世界の人々の平均寿命は急速に伸びています。なかでも日本の平均寿命は 1980 年ころから世界一をキープしています。

「1980 年の日本の平均寿命は 75.9 歳で 40 年間で 8.4 歳も伸びている。2020 年の平均寿命は、男性は 82 歳、女性は 87 歳で、さらに 2060 年には男性が 80 歳、女性は 90 歳を越えると予想されている。」

長生きできることは幸せなことかもしれないが、長く生きれば生きるほど病気や事故といったリスクも増えていきます。人生 100 年時代を見据えながら、もしもの場合に備えることが必要になるのだという、その一つが「保険」です。

「保険」により人生 100 年時代を楽しく、そして自分らしく生きていくことになるのではないのでしょうか。

法人会の厚生委員会では、会員サービスとして福利厚生制度がありますので、各保険会社に一度ご相談してみたいはいかがでしょうか。

千葉南法人会会員

タカハシ

質

買取・販売

辰巳通り若宮団地入口

営業時間 ● AM8:00~PM7:00

定休日 ● 毎月8・17・18・28日

タカハシ商会

検索

有限会社 タカハシ商会

代表取締役 高橋正宏

〒290-0005 市原市山木1147-4

TEL 0436-41-3098

FAX 0436-41-3125



業務用総合食品卸
学校給食・産業給食
外食産業・スーパー

健康で楽しい食生活INSOUL

株式会社鈴木食品は、業務用総合食品問屋として冷凍食品、チルド食品、ドライ食品を流通しており、メーカーとしても、冷凍食品・チルド食品の製造を行っております。

千葉県に事業を開設以来（創業昭和25年）安全・安心を心がけ美味しい商品を安く、業務を的確に行い又情報の提案も続けて参りたいと努力をしております。



ANNIVERSARY

74

YEARS

一般社団法人 大日本水産会 HACCP認定

株式会社 鈴木食品

☎267-0056

千葉県千葉市緑区大野台2丁目10番地1

TEL:043-295-7700(代) FAX:043-295-5533

2025年 一般社団法人 千葉南法人会 生活習慣病健康診断のご案内

充実の内容を短時間で
受診頂けます(約2時間)

会員特別料金

健診日・健診会場：2025年7月4日(金)・10日(木)・14日(月)
五井グランドホテル(市原市五井5584-1)
2025年7月9日(水)
青葉の森公園芸術文化センター(千葉市中央区青葉町977-1)

受付時間：9:30~11:00

※料金はすべて税込

コース名・検査項目	一般料金	会員特別料金	値引き額
総合コース Aコース+超音波(腹部・胆・肝・膵・腎・脾5臓器) +腫瘍マーカー(CEA・AFP・CA19-9)検査+ C型肝炎検査 喀痰検査を専用容器代のみで実施500円	54,800円	39,000円	-15,800円
Aコース 視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系 ・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・膵機能検査・ 糖代謝検査・高脂血症検査・高尿酸血症検査・ 血液検査・便潜血検査・眼底検査・眼圧検査・診察等	29,100円	22,900円	-6,200円
Sコース Aコースの消化器系(胃部X線・便潜血) 検査を省略したコース	22,900円	18,100円	-4,800円

協会けんぽ(全国健康保険協会)被保険者の方は上記会員特別料金より、さらに9,211円の補助が受けられます。
補助の対象は①総合コース、Aコースを受診(Sコース、基本定健は対象外になります)②35歳~74歳までの方となります。
詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

オプション検査	上記各コース受診の方に対し、 ご希望により行います(別料金)
アミノインデックス検査 1回の採血で複数のがんの可能性を評価 血液中のアミノ酸濃度からがんである可能性を評価します。	22,800円
Lox-index 検査(脳梗塞・心筋梗塞の発症リスクの検査) 動脈硬化に関する物質を測定し、将来的危険度を知ることが出来ます。(採血検査)	13,500円
頸動脈超音波検査 ※実施日:7月4日・9日・14日 超音波画像により動脈硬化の状態がわかり、各疾患(脳卒中、脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血、狭心症、心筋梗塞、甲状腺等)の予防に役立ちます。	7,600円
女性健診(女性対象超音波検査) 乳房・下腹部(子宮・卵巣)を超音波で検査します。 (女性スタッフが下腹部の視診、触診はいたしません)	4,300円
MAST48mix(アレルギー検査) 一度に36項目(48種類)のアレルギーの原因物質を見つけてみます。(採血検査)	15,400円
ABC 検診(胃ガンリスク検診) ピロリ菌とヘリコバクター菌検査の結果から、胃がんのリスクを分類します。(採血検査)	4,700円
CYFRA(肺ガン腫瘍マーカー) 男性・女性問わず近年増加傾向の肺がんの有効です。(採血検査)	3,600円
前立腺腫瘍マーカー検査(PSA) 前立腺の異常に的を絞って反応し膀胱腫瘍等発見されます。(採血検査)	3,600円
甲状腺検査 血液中の甲状腺ホルモンバランスを検査	4,900円
NT-proBNP 心臓への負担を示す検査です。(採血検査)	2,900円
腸内フローラ検査 腸内細菌を可視化できる検査です(採便後、ご自身でポストへ投函) ※こちらの検査はお申込み後、取り消しや返金がお受けできませんので予めご了承ください	17,800円
女性用腫瘍マーカー検査(CA125, AC15-3) 乳がん、卵巣がん検査(採血検査) ※女性健診と一緒に受診いただくと、より早期発見が可能になります。	3,300円

法人会おすすめ!
一年に一回
健康診断を
受けましょう!



※従業員・パート等の健診料金は福利厚生費として認められます。但し、役員の方のみは認められません。詳しくは、税務署法人課税部門へ。

★申し込み方法 4月上旬までに“健診のご案内”を送付致します。

又は、千葉南法人会ホームページ内の、福利厚生制度ページから申込書をダウンロード下さい。

一般財団法人 全日本労働福祉協会

お申込み・健診料金等のお問い合わせ

渉外部

TEL: 03-5767-1714
受付時間(平日): 9:00~12:00、13:00~17:00

検査内容・健診結果・事後フォロー・健診相談のお問い合わせ

データ管理部
健康支援課

TEL: 03-5767-6162
受付時間(平日): 9:00~12:00、13:00~16:30